

令和7年度高付加価値化インバウンドマーケティング等業務委託公募要領

1 趣旨

県内観光事業の高付加価値資源の現状把握と、県内事業者の高付加価値旅行者に対する理解と知見を深めるため、高付加価値旅行者に訴求できる観光コンテンツや宿泊施設の調査・分析等を実施する。

事業実施にあたっては、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で契約予定者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度高付加価値化インバウンドマーケティング等業務委託
- (2) 契約者 公益社団法人静岡県観光協会
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 別添「令和7年度高付加価値化インバウンドマーケティング等業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和8年3月10日（火）
- (6) 契約限度額 14,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 採用予定件数 1件

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、公益社団法人 静岡県観光協会から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続き

(1) スケジュール

日程	内容
令和7年4月14日（月）	公募要領の公表（公告開始日）
令和7年4月18日（金）	質問事項の受付終了
令和7年4月22日（火）	質問に対する回答
令和7年4月25日（金）	参加申込書の提出期限
令和7年5月14日（水）	企画提案書の提出期限
令和7年5月15日（木）～ 令和7年5月19日（月）	書面審査
令和7年5月20日（火）	書面審査結果の通知
令和7年5月22日（木）	ヒアリング審査
令和7年5月23日（金）	選定結果の通知（予定）

(2) 様式等の入手

「静岡県観光協会 公式HP『ハローナビしずおか』からダウンロードすること。

(URL: https://hellonavi.jp/association/info_business/index.html)

(3) 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第1号）により行うこと。

ア 受付期間

公募開始日から令和7年4月18日（金）17時まで

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの件名は「令和7年度インバウンドマーケティング業務に係る質問書の提出」とすること。

エ 回答

令和7年4月22日(火)までに、静岡県観光協会ホームページにまとめて掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 参加申込

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

なお、データ形式はPDFとする。

	提出物	内容等	様式	部数
1	参加申込書		様式第2号	1部
2	会社概要等	定款及び組織、沿革、事業等会社の概要、旅行業登録番号が分かるもの	任意	1部
3	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	写し可(発行から3ヶ月以内のもの)	—	1部
4	直近1年間の納税証明書	本社所在地の法人都道府県税(法人都道府県民税、法人事業税)。写し可	—	1部

ア 提出期限

令和7年4月25日(金)17時(必着)

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの件名は「令和7年度インバウンドマーケティング業務に係る参加申込書の提出」とすること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

なお、データ形式はPDFとする。

	提出物	内容等	様式	部数
1	企画提案書かがみ		様式第3号	1部
2	企画提案書	評価基準を踏まえ、具体的な提案内容を記載すること	任意	1部
3	見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること ・積算内容を具体的に記載すること	任意	1部

ア 提出期限

令和7年5月14日(水)17時(必着)

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの件名は「令和7年度インバウンドマーケティング業務に係る企画提案書の提出」とすること。

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 応募資格及び仕様書に定める応募要件を満たしていない場合
- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

ウ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、企画提案の内容について、関係機関に照会する場合がある。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

ク 応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ケ その他

提案者は、企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

5 審査に係る事項

(1) 書面審査

応募資格及び仕様書に定める応募要件を満たしているか、また、ヒアリング審査での評価基準に関する記載の有無について確認する。なお、必要に応じて事務局から修正指示が入ることがある。修正指示があった場合には、書面審査期間内に再提出すること。

(2) ヒアリング審査の審査方法

審査は、静岡県観光協会が別に定める委員により組織された審査会が行う。

契約候補者の選定にあたっては、次表に掲げる評価項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。なお、評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としないこととする。

番号	評価項目	評価基準	評価
1	実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	10
2	実現可能性	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	10
3	高付加価値旅行者向け観光資源の調査分析	富裕層（高付加価値旅行者も含む）マーケットの動向を把握しており、マーケットイン視点での評価ができるか	20
		評価の手法・段取り等は適切か	10
4	専門家によるセミナー実施	セミナーに関する講師、内容、日程等は適切か	10
5	県内の観光関連事業者に向けたコンサルタントによる伴走支援	伴走支援に関する支援の内容は適切か	10
		次年度以降、伴走支援を受けた事業者は自走が可能な内容となっているか	10
6	セミナー・ワークショップ	県内事業者へ横展開する内容となっているか	10
7	経費見積りの妥当性	事業内容に見合った経費見積りとなっているか。	10
合計			100

(3) 審査会（ヒアリング審査）

ア 実施日

令和7年5月22日（木）午後

※開始時刻については、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

イ 実施場所

静岡市内（別途、電子メールにより各提案者に対して通知する。）

ウ 所要時間

各提案者 25分程度を予定（プレゼンテーション 15分、質疑応答 10分）。

エ 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

オ 選定結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に5月23日（金）までに通知する。

6 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県観光協会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県観光協会との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県観光協会と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

7 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及

び第 28 条の権利を含む。) は静岡県観光協会に帰属する。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県観光協会に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 5 月 27 日（火）17 時

イ 質疑方法

口頭又は電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「令和 7 年度インバウンドマーケティング業務に係る選定結果について」とすること。

8 提出先、問合せ先

静岡県観光協会 商品企画課

住所：〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 2 階

電話：054-204-0066

E-mail：sheet@shizuoka-tourism.or.jp